

健康で長生きできる医療制度をめざして

職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減

これまで自分で保険料を納めていなかった職場の健康保険などの被扶養者だった人も、長寿医療制度では、被保険者となり保険料を納めることとなりますが、保険料の軽減措置があります。

①被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割に軽減されます（2年間は所得割は課せられません）。

②特別措置として、平成20年4月から9月までは保険料の全額が免除され、平成20年10月から平成21年3月までは保険料の均等割額が9割軽減されます（所得割額は課せられません）。

■被扶養者の保険料控除・免除（平成20年度）

保険料の所得割額	免除	免除
保険料の均等割額	免除	9割軽減 (1割負担)
▲平成20年4月 保険料は全額免除されます		▲平成20年10月 平成21年3月▲ 均等割額が9割軽減され、 所得割額は免除されます

保険料の納め方

年金額によって納め方は2種類に分かれます。年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が差し引かれます（特別徴収）。それ以外の場合は町から送られてくる納付書によって個別に納めます（普通徴収）。

※ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は年金からの差し引きの対象になりません。

年金から差し引かれる人（特別徴収）

- 対象となるのは 年金が年額18万円以上の人
- 納め方は 年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

●前年の所得が確定しないため、仮に算定された保険料額を納めます。

●確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。

年金からの保険料徴収を口座振替に切り替えることができます

長寿医療制度の保険料を年金からの差し引き（特別徴収）で納めていた人のうち、次の場合は、保険料を口座振替での納付に切り替えることができます。くわしくは税務課へお問い合わせください。

- ①国保の保険税（本人）が口座振替により納付する場合。
- ②連帯納付義務者（世帯主または配偶者）が、本人（年金収入が180万円未満の人）に代わって口座振替で納付する場合（控除により世帯の税負担が軽くなる場合があります）。

見直しが行われました